

# 徳島市行政不服審査会答申

(徳行不審答申第 1 号)

平成 2 9 年 1 2 月 6 日

徳行不審答申第1号  
平成29年12月6日

審査庁  
徳島市長 遠藤 彰良 殿

徳島市行政不服審査会  
会長 豊永 寛二

行政不服審査法第43条の規定に基づく諮問について（答申）

平成29年10月17日付行財発第21号により徳島市長から諮問のありました保育所等利用調整に係る待機決定処分に関する審査請求の件について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

- 1 徳島市保健福祉部福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が行った保育所等利用調整に係る待機決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求に関し、審査請求人の長男に対する処分は却下するべきであるとの審査庁の判断は、妥当である。
- 2 処分庁が行った本件処分に係る審査請求に関し、審査請求人の長女に対する処分は棄却するべきであるとの審査庁の判断は、妥当ではなく、却下とするべきである。

第2 事案概要

- 1 本件は、審査請求人が、処分庁に対し審査請求人の長男及び長女について、平成29年7月1日からのA保育園、B認定こども園、C保育園、D保育園、E保育園、F認定こども園（以下「本件保育所等」という。）の利用申込み（以下「本件申込み」という。）をしたところ、本件保育所等における利用申込みに係る児童の数及び現に利用している児童の数の総数が利用定員を超えたため、処分庁が児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条第3項及び附則第73条第1項の規定に基づき保育の利用の調整（以下「本件利用調整」という。）を行い、審査請求人に対し本件処分をしたところ、本件処分を不服として、本件処分の取消しを求めて審査請求を行ったものである。
- 2 審査庁から提出された審理員意見書及び事件記録の写し並びに当審査会の資料提出の求めに応じて処分庁が提出した書類から、以下の事実が認められる。
  - (1) 審査請求人は、平成29年6月12日付けで、審査請求人の長男及び長女について、平成29年7月1日から保育を受けるため、第1希望施設をA保育園、第2希望施設をB認定こども園、第3希望施設をC保育園、第4希望施設をD保育園、第

- 5 希望施設をE保育園、第6 希望施設をF 認定こども園とし、本件申込みをした。
- (2) 処分庁は、平成29年6月15日に同年7月1日からの保育の利用の申込みを締め切り、本件利用調整を行った。本件利用調整の結果、A保育園について■歳児■人、■歳児■人の利用の決定をし、B 認定こども園について■歳児■人の利用の決定をし、C保育園について■歳児■人の利用の決定をし、E保育園について■歳児■人、■歳児■人の利用の決定をし、F 認定こども園について■歳児■人の利用の決定をしたが、審査請求人の長男及び長女は決定されなかった。
- (3) 処分庁は、平成29年6月20日付けで、審査請求人に対し本件処分を行った。
- (4) 審査請求人は、平成29年6月26日付けで、本件利用調整が公平に行われていないことを理由として審査請求をした。
- (5) 処分庁は、平成■年■月■日付けで、審査請求人の長男について、同年■月■日からのG 認定こども園の利用を決定した。
- (6) 処分庁は、平成■年■月■日付けで、審査請求人の長女について、同年■月■日からのG 認定こども園の利用を決定した。

### 第3 審査請求人の主張の要旨

- 1 保育所の利用調整が公平に行われていない。
- 2 平成29年4月1日からの保育の利用の申込みに係る不承諾決定の後、以後の保育の利用申込みをする際の助言として、処分庁担当課の窓口で「仕事に就いてください」とのアドバイスを受け、それに従い就職したにもかかわらず本件処分を受けた。
- 3 保育所等での保育を受けることができないと仕事ができない。処分庁は、待機児童が無くなるよう対策を行うべきである。

### 第4 処分庁の主張の要旨

- 1 処分庁は、法第24条及び徳島市保育の必要性の認定等に関する条例（平成26年徳島市条例第32号）第3条の規定の趣旨を踏まえ、徳島市保育所等利用調整基準（以下「本件基準」という。）を作成している。本件基準は、保育を必要とする事由、優先利用事由等により作成されたものであり、公正な調整を行うため、法第24条第3項の保育の利用の調整を行う際には、この基準を用いて調整を行っている。なお、本件基準は窓口に設置し、情報提供を行っている。
- 2 本件利用調整の結果、本件保育所等のうちA保育園、B 認定こども園、C保育園、E保育園及びF 認定こども園の利用の決定をした。ここで、審査請求人の就労時間と本件利用調整で保育の利用の決定を受けた児童の父母の就労時間を比較すると、本件利用調整で保育の利用の決定を受けた児童の父母の就労時間が長かったことから、審査請求人の長男及び長女より本件利用調整で保育の利用の決定を受けた児童の方が保育の必要性が高いと判断した。なお、審査請求人の児童について本件基準に定める優

先利用事由に該当はなかった。このことから本件処分を行った。

- 3 以上のとおり、本件処分は、法令等の規定に基づき適正になされたものであることから本件審査請求には理由がない。
- 4 なお、本件処分後の平成29年6月22日、審査請求人は審査請求人の長男及び長女について新たな利用希望施設としてG認定こども園を追加し、処分庁は審査請求人の長男について平成■年■月■日から同認定こども園での保育の利用の決定を行った。加えて、審査請求人の長女については、平成■年■月■日にG認定こども園の利用可能月齢である■■に達することから同年■月■日以降の利用の調整の対象となることを伝え、同年■月■日に審査請求人の了解を得ている。
- 5 審査請求人は、審査請求書に追記として平成29年4月1日からの保育の利用申込みの手続きの際、処分庁担当課の職員が「第1希望だけの方が通りやすい」等と助言した等と主張しているが、本件基準にはそのような基準はなく、また、通常、処分庁担当課の窓口では可能な限り多くの施設の利用希望をするよう案内していることから審査請求人に対しても同様の案内をしていると考える。なお、審査請求人に対し、平成29年4月1日からの保育の利用の調整後に、利用可能施設としてH保育園を案内し、利用調整後の同年2月21日に同保育園の利用の決定を行ったが同月28日、審査請求人は同保育園の利用を辞退している。

#### 第5 裁決についての審査庁の判断

本件審査請求のうち審査請求人の長男に対する処分に係る部分については不適法であるから却下するべきとし、審査請求人の長女に対する処分に係る部分については棄却するべきとし、それらの理由を審理員意見書の第3の理由のとおりとしている。

#### 第6 審査会の判断

- 1 当審査会の判断理由は、審理員意見書の第3の1の理由と同旨であって、その理由を審査請求人の長女にも妥当させるものであり、その詳細は次のとおりである。
- 2 審査請求人の長男に係る審査請求の適法性について
  - (1) 本件審査請求については、第2の2の(5)のとおり、平成■年■月■日付けで、処分庁より審査請求人に対し、審査請求人の長男について、同年■月■日からの保育の利用の決定（以下「本件利用決定処分」という。）が行われており、このことから審査請求人の長男について審査請求人が審査請求を行う法律上の利益が失われているのではないかという点が問題となるため、この点について検討する。
  - (2) 行政不服審査法第2条の「行政庁の処分に不服がある者」とは、判例上、「当該処分について不服申立てを行う法律上の利益を有する者、すなわち、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれがあり、その取消等によってこれを回復すべき法律上の利益を持つ者に限られる

べきである。」(最高裁判所昭和53年3月14日判決(昭和49年(行ツ)第99号))とされている。

次に、法第24条は、保育を必要とする児童に対する保育の実施を定めたものであり、多数存在する施設のうち申請者の希望に沿った特定の施設における保育の利用の決定を行うことまで求められているものではないものと解される。ここで、本件においては、審査請求人は本件処分の取消しを求めているところ、第2の2の(5)のとおり、本件申込みに対し本件処分を行った後、本件利用決定処分が行われている。

そうすると、審査請求人は、当初、本件処分により保育の利用が認められていなかったが、その後に行われた本件利用決定処分によって保育の利用が認められており、現時点においては、本件処分の取消し等により回復すべき法律上の利益を有しないというべきである。

- (3) よって、本件審査請求のうち、審査請求人の長男に係る部分については、審査請求人は本件処分の取消しを求める法律上の利益を有しておらず不適法であるから、却下されるべきである。

### 3 審査請求人の長女に係る審査請求の適法性について

- (1) 本件審査請求については、第2の2の(6)のとおり、審理員による審理と同時期の平成■年■月■日付けで、審査請求人の長女についても同年■月■日からの保育の利用の決定が行われている。このことから、第6の2と同じ理由により、審査請求人の長女についても、現時点においては審査請求人が審査請求を行う法律上の利益が失われているというべきである。

- (2) よって、本件審査請求のうち、審査請求人の長女に係る部分についても、審査請求人は本件処分の取消しを求める法律上の利益を有しておらず不適法であるから、却下されるべきである。

## 第7 付記

- 1 本件審査請求については、現時点で審査請求人の長男及び長女の利用決定処分がなされていることから、審査請求人は本件処分の取消しを求める法律上の利益を有しておらず、不適法として却下とすべきであり、本件処分の適法性及び妥当性については判断する必要性が無いことは上述のとおりである。

しかしながら、本件の事情に鑑み、本件基準の妥当性及び本件処分の理由の提示について、付記するものとする。

### 2 本件基準の妥当性について

審査基準とは、行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第8号ロより「申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準」とされ、同法5条においてできるだけ具体的な基準を作成すること

及び特別の支障があるときを除き公にすることが行政庁に義務付けられている。

そして、これらの規定により、申請に対する処分を行うにあたっては、審査基準に従い判断することが要請されていることから、その基準の定立や適用において、基準設定の本来の趣旨を逸脱した不公正・不合理があれば、そのような手続によって行われた処分は、違法な処分として無効とされることも考えられる。

この点、当審査会に対して処分庁が提出した本件基準の制定経緯に関する資料等によれば、徳島市子どものための教育・保育給付に係る支給認定等事務要綱（以下「本件要綱」という。）を制定しているものの、本件要綱で審査基準として定められているのは調整基準事項等を定めた2枚だけであり、弁明書に添付されていた点数を定めた表（以下、「本件点数表」という。）は本件要綱とは別に作成されている。そして、窓口で公にされているのは調整基準事項等を定めた2枚であり、本件点数表は公にされていないことが認められる。また、本件要綱、本件点数表ともに決裁手続が確認できていない。

当審査会としては、過去の実績や国の通知を参考に作成した本件基準の妥当性について、その内容には一定の合理性があるとみられることを否定するものではなく、事件記録から本件処分におけるその適用も公平に行われたと認めるものではある。

しかしながら、本件基準の妥当性を担保するような内部決裁や附属機関等の公的手続による承認も確認できず、申請者にとって本件点数表無しにその申請結果の予測は困難であるうえ、本件点数表を公にしないことに特別の支障もなく、加えて、待機児童が社会問題となっている昨今、本件基準の適用により保育所入所の可否が決まるという申請者に与える影響は非常に大きいものである。

以上の事情を鑑みるに、本件点数表も含めて正式な審査基準としてその制定・承認手続を経ることによりその妥当性を担保し、またそれを公にすることが行政手続法の趣旨に沿うものと考え、処分庁に対してその検討を望むものである。

### 3 本件処分の理由の提示について

行政手続法第8条第1項本文は「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない」と定め、行政手続法が審査基準を定め公にすることを義務付けている以上、拒否処分の理由の提示に際しても、根拠法規を示すのみでは不十分であり、拒否処分の根拠となった審査基準を示すべきというのがその趣旨とされている。

これを本件についてみるに、本件処分を通知する保育所等利用調整結果通知書の理由は、長男、長女ともに「改正児童福祉法第24条第3項の規定に基づき、利用調整を行った結果、定員超過により受け入れできないため。」と記載されている。

これに関し、審理員意見書は第3の4の(6)においてその理由の提示の程度についての判断として「本件処分を取り消すに足る違法性又は不当性があるとは認められない」と結論付けている。

しかしながら、本件処分の理由から知り得るのは根拠法規だけであり、どのような審査基準に基づいて、いかなる事実に基づき、どのような審査基準の適用によって待機決定処分が選択されたのかを知ることはできないものといわざるを得ない。

このような本件の事情の下においては、本件処分の理由の提示は、行政手続法第8条1項本文の趣旨に照らし、同項本文の要求する理由の提示としては十分でなく、本件処分は同項本文の定める理由の提示の要件を欠いた手続的に違法な処分であるとして取り消されるべきとする結論となることも考えられる。

#### 4 最後に

本件審査請求に対する当審査会の結論としては却下とすべきというものであり、本来は処分自体の適法性及び妥当性の判断には踏み込む必要が無いものであるが、当審査会は、以上の点に関して、処分庁の今後の適正な運用を願い、付記するものである。

以 上

《参考1》

審議指名委員

会 長	豊永 寛二
委 員	阿部 頼孝
委 員	近藤 真紀

《参考2》

審査会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成29年10月17日	審査庁から諮問書及び事件記録等の写しを受理した。
平成29年11月22日 (29年度第3回審査会)	事務局から概要説明を行った。 諮問の審議を行った。 処分庁に対して資料提出の求めを行った。
平成29年11月30日	処分庁から資料を受理した。
平成29年12月6日 (29年度第5回審査会)	答申案の検討を行った。